

複写

令和3年7月29日

指令産廃第9-402号

許可番号 01100003982

産業廃棄物収集運搬業許可証

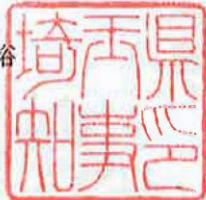
住所 埼玉県上尾市原新町26番1号

氏名 株式会社 共同土木
代表取締役 内田 耕太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和3年7月29日

許可の有効年月日 令和10年6月30日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻
汚泥(#1)
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類(*) (#1)
紙くず
木くず
繊維くず
金属くず(#1)
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)
がれき類(*)
以上12種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和50年2月1日	指令環第798号	新規許可
平成21年2月19日	指令廃指第1157号	変更許可（「積替え保管できる」1種類の追加）
平成24年5月18日	—	変更届（「積替え保管除く」への変更）
令和2年4月21日	—	変更届（代表者）
令和3年7月29日	指令産廃第9-402号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

（以下余白）

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、他の用途による使用は無効とする。